

文末「か」構文の意味的体系

半 藤 英 明

一、問題の所在

従来の日本語に於ける疑問文の規定には、曖昧さが残る。例えば、『日本文法大辞典』（明治書院）の記述は次のようなものである。

- ・文を性質上から分類した場合の一つ（性質上の性質とは、この場合、文全体としての意味のこと）。平叙文・感嘆文（感動文）・命令文に対する。もともと英文法にならつた類別であるが、橋本進吉『新文典別記』では、疑問文を、「疑問の意又は反語の意を表はす文」としている。

動詞は連体形が用いられる。（市川孝執筆）

右記によれば、疑問文は「平叙文・感嘆文（感動文）・命令文に対する」ものであり、それらと相対化された存在として認識される対象である。その性質が意味との密接な関わりを持ち、しかも表現形式が多様であることからは、疑問文の規定が多角的になされなければならないことを思わせる。疑問文が「もともと英文法にならつた類別である」（上記）ならば、その内容吟味はあくまで慎重であつて良い。

あるいは、その両者を用いるかのいずれかであるが、何も用いなくても、尻上がり（上昇調）のイントネーションによつて、疑問の意を表わすこともある。また、文語では、疑問の係助詞「か」「や」が文中にある場合、文末の用言、助

一方、疑問表現という括りもある。疑問表現は、文単位で見れば疑問文ということになるのであり、疑問文と疑問表現とは別物ではあり得ない。次掲は『国語学大辞典』（東京堂出版）の解説である。

- ・広義には、疑いと問い合わせの表現の総称。狭義には、相手に応答を求める要求表現、すなわち質問の表現。（中略）疑問表現の分類は、文の意味だけからは疑いと問い合わせに一大別することができるがその区別も曖昧なことが少なくないし、見かけの疑問表現も多い。（宮地裕執筆）

ここでは、疑問表現が大きく「疑い」と「問い合わせ」（質問）」とから成ることを明示している。阪倉篤義（一九九三）にも「疑問表現には、その名のごとく、大きく分けて『疑い』の表現と、『問い合わせ』の表現とがある」（141頁）とある。が、文意の面で「曖昧なこと」（右記）が残されている点は、疑問文・疑問表現の意味の問題にデリケートな現状が考えられるということである。

文意に関し、より詳しい記述をするものとして、次の『日本文法事典』（有精堂）がある。

・話し手の疑いや、相手に対する質問を表す表現で、疑問詞や疑問の助詞、あるいは、文末の上昇調イントネーションなどで、表される。（中略）疑問表現は、話し手にとって、未知ないしは不確定な事象についての表現であるが、それが、相手を目指す場合には、質問の表現となり、必ずしも相手を目指していない時には、疑いの表現となる。（中略）また、反語や詰問の表現も、疑問表現に含めて扱われるが、これらは、いずれも、話し手自身にとつては、すでに答えの出ている、わかりきった事柄を、疑問の形で述べたものである。（田中章夫執筆）

ここには、反語や詰問が疑問表現の周辺的要素であるという認識がある。従って、掲出の辞典類からトータルに測れば、要するに疑問文・疑問表現は、意味的範囲としては発話者の心内表現や独自的表現である

「疑い」から、他者に問い合わせる表現である「問い合わせ（質問）」、更には「反語や詰問」の表現までを広く統括するものということである。

今日、「疑問」の語は「話し手が聞き手に回答を依頼する伝達の仕方とそのときの話し手の意識をいう」

（『日本語文法大辞典』198頁、明治書院、小松光三執筆）とも規定されている。つまり、疑問文といえば、「伝達の仕方」と「話し手の意識」という異なるレベルのものを併せ持つ文ということになる。この「伝達の仕方」と「話し手の意識」との関係性の問題は、当然、疑問文の意味とも繋がっていることが考えられる。疑問文の意味を個別的、且つ具体的に記述することは、疑問文の枠組みを規定する上でも重要であるが、そのような問題を追究したものは乏しい。

疑問文の規定に意味の記述は不可欠であり、これを放置しておくことは許されないであろう。近年は日本語の語用論的分析が盛んであるが、日本語に於ける疑問文の実体が意味の面で必ずしも明確でないことは、

日本語の文の類型化の妨げとなることも予想され、疑問文の意味的体系の検討が急務であることを思わせる⁽¹⁾。

二、疑問文の構成

仁田義雄（一九九二）は、疑問表現をモダリティの体系内に位置付ける試みの中で、疑問文の意味的分類について詳しい記述を行っている。本節では、仁田の論論から疑問文の構成について検討し、疑問文の規定に関わる論点を探る。

仁田によれば、疑問表現とは次の様なものである。

- ・疑問表現は、まず、「疑い」「問い合わせ」を有している本来の疑問表現と、話し手が聞き手に自らの要求の実現を働きかけ・訴える、といった「働きかけ」に移行・派生した疑問表現とに、分かたれる。（136頁）

右からは、疑問表現が「疑い」「問い合わせ」を有するものと、「働きかけ」に移行・派生したものとに二

大別される点が確認される。即ち、疑問表現の枠組みとは、所謂「疑問」から「働きかけ」と呼ばれるものまでを統括するものということである。これは、前節で確認した疑問文・疑問表現の枠組みよりも広範囲なものである。更に、次の記述からは、二大別されるそれぞれのものが異なるたタイプを持つということが知られる。

- ・本来の疑問表現は、問いかけの対象がどこにあるかによって、大きく二つのタイプに属するものに分けることができる。一つは、問いかけの対象を言表事態の中に有しているものである。このタイプの代表が「判断の問い合わせ」である。
- このタイプに属するものには、さらに、「問い合わせ」や確認・同意表現を表す「疑似疑問」などがある。「判断の問い合わせ」から問い合わせ性が欠落・希薄化した文が、「疑いの文」である。他の一つは、問い合わせの対象が言表事態に対する聞き手の心的態度つまりモダリティあるいは

疑似モダリティにある、といったものである。

このタイプでは、ガ格に一人称制限が存在する。このタイプには、ガ格に二人称名詞を取る「情意の問い合わせ」と、ガ格が一人称名詞に限られる「意向の問い合わせ」とがある。(同頁)

ここでは、二大別される疑問表現の中の一方、即ち、「疑い」「問い合わせ」を有するものが更に二つのタイプに分類されることを述べている。一つは、問い合わせの対象を言表事態の中に有する「判断の問い合わせ」へ問い合わせし、「疑似疑問」「疑いの文」などのタイプであり、もう一つは、問い合わせの対象がモダリティあるいは疑似モダリティにある「情意の問い合わせ」「意向の問い合わせ」のタイプである。

「働きかけ」に移行・派生した疑問表現についても、次の二つのタイプが示されている。

「働きかけ」に移行した疑問表現は、大きく、

- 一・二人称ガ格を取る「誘いかけ」と、二人称ガ格を取る「命令系」とに分かれる。(158頁)

こちらは「誘いかけ」と「命令系」の二タイプに分かれるということであるから、まとめれば、疑問表現の体系は、二種四タイプの構成から成るということになる。

仁田の論で注視すべきは、「疑い」と「問い合わせ（質問）」との関係性である。仁田は「判断の問い合わせから問い合わせが欠落・希薄化した文が、疑いの文である」（前掲）としながら、「判断の問い合わせは、疑いと問い合わせから成り立っている」（137頁）と述べている。これは、仁田の言う「本来の疑問表現」には基本的に疑いの意が存在し、問い合わせ性の有無により、問い合わせから疑いまでの幅ができると解することを許すであろう。疑いは「話し手の意識」であり、問い合わせ性とは「伝達の仕方」に当たると考えられるが、それらの関係性も「話し手の意識」を中心として、そこに「伝達の仕方」が反映されたりされなかつたりするということである。阪倉篤義（一九九三）では「『問い合わせ』を発するためには、それに先

立つて、心中にまず『疑い』が生じ、やがてそれが『問い合わせ』の形に発現するものであることを確認しておこう」（151頁）としているが、疑問文が疑いの表現から問い合わせの表現の幅までを有し、その幅が問い合わせの有無により様々な意味用法を生むと考えるならば、疑問文の意味の記述としては、疑いから問い合わせまでの段階的変化の過程に如何なる意味用法があるのかを具体化するということが必要になる。しかし、その作業は、後述するが、簡単なものではない。

仁田の論では、疑問表現の中に「派生用法」（158頁）としての「働きかけ」を含める。これは仁田の論の特徴であり、従来の辞典類の記述にないものである。仁田は、「働きかけ」が「疑問表現としての文形式を有してはいるものの、もはや、答えを得ることを目的とした問い合わせの機能を果たしているのではなく、誘いかけや依頼や命令といったあり方で、話し手が聞き手に自らの要求の実現を働きかけ・訴えかけるといった「働きかけ」の文として機能しているものである」（158

頁)として、次例をその扱いとする（一部抜萃）。

イ 「所長、行きましたか」…誘いかけ

ロ 「降りてきますか」…依頼

ハ 「飲みませんか」（応答の文として「いや、いや」が後続）…すすめ

ニ さつさと学校へ行かないか！…命令

いずれも文末に「か」を置くものであるが、これらが疑問表現の中に括られるのは、その表現形式が「本来の疑問表現」相当のものであるという仁田の認識に因るものと思われる。即ち、表現形式を重視することで、それらは疑問表現相当のものとなる。

しかし、前述のように、疑問表現に対し、基本的に疑いの意の存在を認めるならば、イ～ニのそれぞれからは疑いの意が抽出されなくてはならない。筆者の内省としては、イ・ロ・ハには希薄ながらも疑いの意が容認し得るようと思われるが、ニの「命令」には疑いの意が存在しないように思われる。

それでも、イ～ニに疑いの意が存在するか否かの議

論を主観に頼れば、疑問表現の規定は甚だ曖昧なものとなる。疑問表現たる存在を認定するには、意味の面以外の判断基準が是非とも必要といふことになる。

II、文末「か」構文の意味類型

中島文雄（一九八七）は、日本語文法を理解する上では「統語論（syntax）」のほかに意味論（semantics）や語用論（pragmatics）の助けを必要とする面が大きい（182頁）と説く。その指摘は、疑問文・疑問表現の規定にも、構文の形状、意味、発話上の分析等、複数の視点が要求されるという示唆にもなる。

疑問文・疑問表現の形式は実に多様である。形状の異なるものを一律に論ずるのは難しいことから、本稿では、疑問詞の有無に関わらず、文末に「か」を置く表現形式（以下、文末「か」構文と呼ぶ）を取り上げ、そこから疑問文というものを考える」とにする。本稿では、ひとまず、表現形式を問題とし、文章語・会話

体といった文体差については考慮しない。

田野村忠温（一九八八）は、「か」の機能が多岐に亘ることから「〔疑問文〕は機能的に種々のものを含むことになる」（左16頁）としている。これは、即ち、

文末に「か」を置く表現形式の全てが必ずしも疑問文ということにはならない、ということでもある。⁽²⁾ すると、問題になるのは、そのような多様なものから如何にして疑問文・疑問表現としての要素を抽出するかであるが、疑問表現であることの意味から認定することの難は、既に述べた通りである。「いわゆる『疑い』と『問い合わせ』との間に明瞭な一線を画しうるものでもない」とされる状況からすれば、前以て文意に依存することは得策でない。そこで、文意に拘らずに、文末「か」構文の発話状況に注目する。尾上圭介（一九七五）は「文のあり方を問う場合、いずれ意味を抜きにしては語れまいが、どのような文においても文の意味は必ずその文の状況の中でのあり方と深くかかわっている」（68頁）としている。つまり、個々の文末「か」

構文が如何なる発話状況下のものかを分析することで、そこに存在する意味の在り様を整理して示し得るものと考える。疑問文は、その上で発想されれば良いであろう。

尾上は、同文献で「具体的な相手に対する話手の積極的な意志の発動をもつぱら表現する形式は『呼びかけ』である」（70頁）として、呼びかけによつて担われる「対他的意志」のあり方を樹形図的に下位分類し、最終的に「問い合わせ」「相手状況評価（注、抗議を含む）」「勧誘」「依頼」等、12類を示した（78頁）。その「対他的意志」を、森野崇（一九九一）の「具体的な聞き手の存在をその使用の前提とし、その聞き手に向かってはたらきかけていこうとする性質」（13頁）に置換して考えるとき、その性質を持つた文末「か」構文の意味類型としては、以下のようないのが考えられる。

① 質問

次例は、会話の進行中に発話者が聞き手に向けて発

した問い合わせの表現である。

- 1 「縮むことは多いんですか」 最後に父が訊ねると、ヒロ子さんの祖父がひそひそ声で、「よく縮みます」と答えた。

(川上弘美『蛇を踏む』)

- 2 (刑事)「どこの映画館ですか」(雅子)「映画館の名前はおぼえていませんが、歌舞伎町の一角だったような気がします」

(森村誠一『砂漠の暗礁』)

- 3 (大野氏) 司馬さんは蒙古語を学ばれたそう

ですが、基本的な単語はどうですか。

(司馬遼太郎対談集『日本語と日本人』)

いずれも、仁田(一九九一)では「判断の問い合わせ」のタイプに当たる。この「判断の問い合わせ」には下位種があり、「はい・いいえ」で答えることのできるYes-No疑問文としての「判定要求」と、答えることのできないWH疑問文としての「補充要求」の

2タイプがある(139~140頁)。例文1は「判定要求」、

2・3は「補充要求」のタイプである。

但し、ここでの論点は、文末「か」構文を意味用法として区別しようと/orするものであり、その点に関して言えば、それらのタイプの別は問題にならない。例文1~3の場合は、文の在り様が聞き手からの回答を期待し要求する姿勢で問い合わせている、ということの意味を重視するものである。なれば、それらの用法は「質問」という区分で括し得る。

② 勧誘

仁田の論では、本来の疑問表現から「働きかけ」に移行・派生したとされるものである。聞き手の意向を伺う内容は「判定要求」の態度の類にあるが、「質問」の意味範疇ではなく、ことの実現性を相手の意向に委ねる「勧誘」の態度である。

- 4 「もしよろしかつたら、少しごいっしょにお話でもいたしませんか」

(森村誠一『砂の碑銘』)

5 「ずいぶん安いの。ためしに、買ってみま
しょうか。」

(三) 浦哲郎『素顔』)

9 「そんなことなら、お父さんだって知つてゐ
さ。必要なら、話してやろうか?」

(同)

③ 依頼

前掲②と同様に、聞き手の意向を伺う内容は「判定要求」の類であるが、②よりも発話者の願望を強く表明している点で、「依頼」に当たると考える。

6 「お手間は取らせません。ほんの短い時間で
結構ですから、会つていただけませんか」

(『砂漠の暗礁』)

7 「クサカベ君、行つてくれるか?」

(原田宗典『むむむの日々』)

④ 提案

やはり、聞き手の意向を伺うへ判定要求」の類であるが、発話者の考え方を示す態度は「提案」に当たる。

8 「ひとりで大丈夫? 一緒にいってあげよう
か?」

(『素顔』)

⑤ 詰問

次例は、相手の嘘を問い合わせたり、強い疑問を投げかける表現であるが、そこには相手を強く非難する気持ちと共に、相手の反応や出方を待つ姿勢がある。これは「補充要求」の態度に当たると考えられる。このようなものを「詰問」とする。

10 「私はあなたと出会つていません。ホテルに

も行つていません」「どうしてそんな嘘をつく

のですか。⋮」

(『砂漠の暗礁』)

11 「じゃおまえ、何か。俺に笑えと言ふのか

(『むむむの日々』)

右の①~⑤の中、「質問」「勧誘」「依頼」は、尾上(一九七五)の「対他的意志」12類では「問い合わせ」「勧誘」「依頼」である。「提案」については、尾上は

「問い合わせ」の範疇としているものと思われ、「詰問」は「相手状況評価」に相当する。

一方、聞き手に向かつて働きかけていこうとする

(『蛇を踏む』)

「対他的意志」を持たない文末「か」構文は、当然に聞き手の存在が不要となる。森山卓郎（一九九七）が『「～と思う／感じる』といった思考・感情感覺の動詞（単純終止形に限らなくてもよい）の引用部の内部に入れれば、それは聞き手なしでも成立する文だと一応は判断してよいだろう」（174頁）としているように、

その意味用法は、いずれも「～と思う（思った）」が続き得る。

⑥ 疑い

次例は、発話者が事象・事物に対する自らの疑念を表現したものである。「～と思う（思った）」の内部に納まり、聞き手の存在は不要である。これらの意味区分を「疑い」とする。

13 「私の父と母は、本当に血を分けた親ではないのだろうか？」
（『砂の碑銘』）

14 一体ふくらはぎが、どうなったのか。どうなったにせよ、出発までに元通りになるのか。
（『素顔』）

⑦ 推測

(『素顔』)

いずれも「～と思う（思った）」の内部に納まり、聞き手の存在は不要である。文意は、前掲「疑い」のものよりも理性的であり、そこで、これらを「推測」とする。

15 豊島は、井上の絶息を確かめてから、自ら腹に刀を突き立て、後ろの侍とともに刺して、ともに死んだ。戦国生き残りの気風が、まだ満ちていた時代であつたためであろうか。

(松島栄一『忠臣蔵』)

ていく。「かけてみようか……」

16 一年中でどの月が一番キレイかアンケートを

(渡辺淳一『うたかた(上)』)

とつたら、かなり上位にくるのが一月だったのではなかろうか。
（『むむむの日々』）

17 「まず、一週間でしょうね。音波療法で仕上げをして、十日というところでどううか。」と黒田医師はいった。

（『素顔』）

⑧ 迷い

どちらも「～と思う(思った)」の内部に納まるので、聞き手の存在は不要である。

18 では、いったいなぜ、「バス」のなやみは論じられないのか。可能性は、ふたつしかない。

論じるにあたいしないか、あるいは論じるのがはばかられるからか。このうちの、どちらがだ。

（井上章一『美人論』）

19 起きているわけはないと思いながら安芸の手は自然にベッドのわきにある電話のほうへ伸び

次例には、前掲「迷い」との僅かな違いがある。

20 大丈夫だろうか、と立つたまま志穂の寝顔を見下ろしてると、茶の間から電話のベルが聞こえてきた。

（『素顔』）

21 では、今日の人生論は、いったいどういうふうに不美人をなぐさめるのか。
（『美人論』）

「迷い」は、発話の先に決すべきものが待機している状況下でのものである。しかし、例文20・21では決すべきものではなく、結論を定めないままに思い悩むと

いうものである。その状況は持続的である。このようないものを「逡巡」とする。

するものは、このようなものをも含め、前掲⑥～⑨の同類と判断される。

⑩ 不満

22 それをカポネが、もう帰るのか、というふうに、目尻の下がった大きな目で見上げている。

(『素顔』)

23 (また、はじまつたか) と馬淵はちいさく舌打ちした。

(同)

これらも聞き手の存在は不要である。文意は、それぞれ「カポネ」「馬淵」の不満の表明である。

但し右例を「～と思う（思った）」という思考動詞

の内容であるとするには問題があるようと思われる。

* もう帰るのかと思う（思った）

* また、はじまつたかと思う（思った）

以下の⑪～⑯にも言えることだが、これらは感情的な性質を強くする表現であるため、思考動詞には続き

得ないものと考えられる。しかし、聞き手なしで成立

⑪ 気付き

24 カポネ（注、犬の名）が歌っている。もうそんな時間なのか。

(『素顔』)

25 「そうでしたか。気がつかなかつた。」(同)

このように、発話者の認識が改まったことを中心的に表す文意のものを「気付き」とする。

⑫ 決意

26 「じゃ、久し振りに行つてくるか。」(『素顔』)

27 「どれ、七重（注、娘の名）に交替を頼んでくるか」(同)

(同)

文意から「決意」とする。

⑬ 驚き

文意を、発話者の予想外の反応と見て「驚き」とす

る。

28 「珠子は十円玉も持つていなかつたのか。」

(『素顔』)

29 「十八も。そんなに咲いたか。」

(同)

⑯ 感動

次例は会話文であり、当然に聞き手の存在があるが、文の在り様としては完結的であり、聞き手の存在は不可欠なものではない。聞き手がなくとも文の成立するシチュエーションは考えられる。

30 「ううむそーか、嵐を呼ぶか。それはすごい。

負けそうだ」

(『むむむの日々』)

31 「そうか。飲み屋へいってみたいか。」彼は、

穏やかにそいつて、珠子を見た。(『素顔』)

これらを「感動」という括りにするが、叙述内容によつてはネガティブな感動とでも呼ぶべきものになることがある。

32 「無理だなあ。裾花川のずっと奥だからな

あ」を受けて) 「やっぱり無理か。」

(『砂の碑銘』)

このようなものは「感動」と切り離し、「¹⁵ 落胆」とする。

上記のように、文末「か」構文を「対他的意志」の有無を境界として二分すると、一方は「対他的意志」のある群（A群とする）、他方は「対他的意志」のない群（B群とする）となる。現時点では、文意が質問、勧誘、依頼、提案、詰問のように意志的心理行動の領域にあるものはA群、疑い、推測、迷い、逡巡、不満、気付き、決意、驚き、感動、落胆のように心的状況の領域にあるものはB群ということになる。

四、文末「か」構文の意味的体系

前節のA群、B群の区別からすると、次例の類は判

別に迷うこととなる。

33 文明国のなかで、日本ほど差別の峻厳な国はないのではないか。

(陳舜臣『日本人と中国人』)

34 法興寺はすでに推古四年に完成したはずではないか。しかるに、なぜ天皇は太子と共に、再びこの銅繡二体の丈六の像を造り、それを金堂に安置しようとしたのか。

(梅原猛『飛鳥とは何か』)

35 しかし、句読説だけでは切字をあまりにも小さく考えすぎるうらみがある。これはもうすこし自由に考えられないものであろうか。

(外山滋比古『省略の文学』)

36 だが、どうだろう。こうしたいいまわしは、ほんとうにひろく普及していたのだろうか。

(『美人論』)

37 こんなことがあつてよいのであろうか。ほんとうにいじらしいことであり、きのどくなことである。

(斎藤喜博『君の可能性』)

これらは「~と思う（思った）」の内部に納まるため、疑いや推測のもののようにだが、前掲の「疑い」や「推測」には、聞き手に向かつて働きかけていこうとする「対他的意志」がない。仮に「対他的意志」があるように読める場合でも、それは表現なるもの全般が本質的に持ち得る伝達性であり結果論的なものである。しかし、例文33～37は、発話者の主張が不特定多数の聞き手に向けて積極的に表明されているものと解される。

にもかかわらず、その発話状況はA群の在り様とも異なる。井島正博（一九九五）は、問い合わせ性のある疑問文の文末の「か」が「判定要求」を担うこと述べているが、右の例から「質問」や「勧誘」のように聞き手の判定を要求する働きを見出だすことは難しいであろう。そこに見られるのは、尾上（一九七五）によれば「人格的な関係の構成をめあてとする」（75頁）ものであるようと思われる。その態度は、聞き手からの回答を期待・要求するというような双方向的なやり

とりを目指すものではない。

このように「対他的意志」が感得されつつも、一方的な伝達に留まり、聞き手との交流を持たず、且つ問題としない表現の扱いについては、A群・B群どちらにも該当しないことから、それらとは区別しなくてはならない。

例文33～37は、情報的に、次掲の平叙文とほぼ等価であると考えられる。

33' 文明國のなかで、日本ほど差別の峻厳な国はないに違いない。

34' 法興寺はすでに推古四年に完成したはずである。

35' これはもうすこし自由に考えるべきものである。

36' こうしたいいまわしは、ほんとうにひろく普及していたとは思えない。

37' こんなことがあってよいはずがない。

『日本語百科大事典』(大修館書店)の記述の中には、

「平叙文と疑問文(フツティマスとフツティマスカ)のちがいも相手目当ての陳述のちがいである。後者は相手の発言を求め、前者は求めないにしても、それを許す」(168頁、北原保雄執筆)とある。概して、平叙文は聞き手の存在に関し、特段の縛りを受けないものであると考えられる。平叙文は、聞き手との関係性が拘束的ではなく、しかも、常に不特定多数の聞き手に對して訴え得るという意味での結果論的な「対他的意志」を保持している。その点で、例文33～37と例文33'～37'とは、ほぼ等価である。このことは、先の例文33～37の類が、文末「か」構文の形状を取りながら、発話状況としては平叙文相当のものとなっているということである。

そこで、例文33～37のような用法の所属先として〔16〕訴えの意味区分を設ける。「訴え」は心的状況ではなく、意志的心理行動の範疇にあり、A群に近いものであるが、聞き手との双方向的なやりとりを想定しない性質のものであることから、C群とする。即ち、

この時点で、A群とは「対他的意志」を以て聞き手からの回答を期待・要求する表現の類、B群とは「対他的意志」のない表現の類、C群とは「対他的意志」を持ちつつ聞き手からの回答を想定外とする表現の類となる。

「訴え」には、特定の他者への志向を持つ場合もある（次例）。

38 蒼い顔をしながら「不慮の出来事なら仕方ないじやありませんか」と慰めるようにいつくれました。
 （夏目漱石『こころ』）

39 「構わんさ。恥ずかしがらないって約束じやないか」
 （『素顔』）

例文38の文意は、聞き手をなぐさめようとする意図のものである。39は聞き手に対し、確認の意を込めて訴えるものである。但し、それらは聞き手の反応を漠然と慮ることはあっても、聞き手との情報のやり取りを求めるものではない。これらも、次例の平叙文とは情報的には等価値である。

38 不慮の出来事なら仕方ないと思います。

39 恥ずかしがらないって約束の筈だ。

「訴え」と同じC群のものに、「抗議」がある。「抗議」は口頭で発話されることが基本であり、心内語的なものは考えにくい。口頭のものであれば、B群のように「～と思う（思った）」の内部に納まり得ない。このことは、それらに疑いの意が極めて希薄か、または存在しないことを表すものと考える。

(17) 抗議

A群の「詰問」に用法的に極めて近いと思われるが、発話者の意識を測れば、それは一方的な伝達を目的とし、「詰問」のような「補充要求」の態度にはないと考えられる。そこで、相手を強く非難する気持ちを以て、このようなものを「抗議」とする。

40 「いい大人のくせに何を言うか」と非難されようが、何だろうが、貰うよりあげる方が楽しくないのは事実。
 （『むむむの日々』）

41 「イテテツ、痛えじやねえかバカヤロ」（同）

「対他的意志」を持ちつつ、「判定要求」や「補充要求」の態度にないものとしては、他に「さつさと学校へ行かないか！」（前掲）のような「⁽¹⁸⁾ 命令」の例を加えることができる。命令の表現もまた、「～と思う（思った）」の内部には納まり得ず、疑いの意の存在し難いことが考えられる。

最後に、所謂「反語」がA群、B群、C群のいずれの所属にもなり得ないことを述べておく。山口堯二（一九九〇）によれば「反語の表現性は、このようにして（略）典型的な疑問表現の疑念解消志向を自問自答的な予想の確認（要求）志向に転じ深めていくところに芽生え、その志向をさらに手段化されることによってあらわになる確言・主張志向を担つて、それ独自の性格を明らかにする」（17～18頁）ものである。つまり、反語とは表現機能上のものであり、仮に「疑問」という概念とは並び立つにしても、前述のような文の意味類型として捉えるべきものではないことが考

えられる。仁田（一九九一）でも「反語表現の含む判断の主張、確認・同意の要求は、常に、一定、絶対であるというものではなく、様々な状況・文脈といった運用論的な条件のあり方によつて、微妙に変化する」（150頁）としており、そのようなものを文末「か」構文の意味類型として固定的に設定することは難しいようと思われる。⁽⁴⁾よつて、本稿では、反語については問題としない。

上記のことから、文末「か」構文の意味的体系は、次のようになる。

C群	B群	A群	群類
「対他的意志」はあるが、聞き手からの回答を求めないもの	「対他的意志」のないもの	「対他的意志」があり、聞き手からの回答を求めるもの	発話状況
			質問、勧誘、依頼、提案、詰問
訴え、抗議、命令 落胆		疑い、推測、迷い、逡巡、不満、気付き、決意、驚き、感動、	意味類型

五、疑問文とは？

所期の目的からすれば、文末「か」構文の意味的体系の構成要素である各意味類型の中、いざれが疑問文に相当するかというのが疑問文の規定と関わるところであり、前述のように、疑問表現に対して基本的に疑いの意の存在を認めるならば、各意味類型のいずれに疑いの意を認めるかということになるのであるが、その判断は、繰り返すように、極めて難しい。そもそも、日本語の場合、疑問文という概念で個々の対象を拾い集めることには無理があるのでないか。

この時点での疑問文の把握の仕方としては、文末「か」構文の意味的体系をまず優先し、次に、そこに何らかの基準を以て疑問文たる存在を認めることが良いのではないかと考える。田中章夫（一〇〇二）は「一般に疑問文とか、質問表現とか云うものは、江戸末期明治以来出版された日本語会話書類や多くの口語文典によると、（中略）、文末に終助詞カがついたもの

が標準的な、オーソドックスなものと認められて居る」（719頁）としており、それによれば、文末「か」構文の在り様は疑問表現に直結する可能性が高い。広義では、文末「か」構文の意味類型の全てを疑問文・疑問表現とすることも可能となる。

しかし、疑問の意味的な概念を代表する「質問」（A群）・「疑い」（B群）とは発話状況を違える「訴え、抗議、命令」（C群）までを疑問文・疑問表現と捉えることには、筆者に抵抗感がある。前述のように、C群は平叙文相当の表現価値であると見做すことができ、所謂「疑問文」の同類とはし難い。狭義の疑問文としては、曖昧さが残るが、文末「か」構文のA群・B群の意味類型の中、疑いの意が認められるもの、とするのが適当である。

ところで、岡崎正継（一九九六）では、「や・か」を含む古典語の疑問文を、まず「疑惑文」と「質問文」に一大別し、「疑惑文」に「疑訝文」と「迷惑文」を、「質問文」に「存在断定質問文」と「述語確認質

「問文」を設定、それらを更に下位分類している（183頁）。その分類は、表現形式と「疑」「問」それぞれとを対応させるものであり、予め、疑問の意味的な概念に拘つたものではない。疑問そのものの意味的な概念規定が困難であることからすれば、日本語に於いては、疑問という概念的枠組みを優先されることよりも、一定の表現形式が疑問の概念に当たるものを発現するという形で認識することが、あるいは重要なのではない。そのような考え方からすれば、疑問文の規定とは（本稿では、表現形式を限定しているため、部分的なものとなるが）、次のようなものになるであろう。

文末「か」構文の意味的体系に所属する意味類型
の中、疑いの意を含んで発話される構文

文末「か」構文の意味的体系は明らかにし得ても、疑問文の内容を厳格に規定することは極めて難しいと判断される。従来の疑問文の規定は、実にそのことの

反映なのである。

注1、井島正博（一九九五）には「疑問文は、談話法レベルの問題と言語行為レベルの問題とが複雑に絡み合っているために、解説も一筋縄ではいかない研究対象である」（54頁）とある。

2、井島正博（一九九五）では「力は談話法レベルで話し手にとって当該内容が未知であることをのみを表す形式であることを確認しておきたい」（35頁）としている。

3、古典語「や」についての認識。野村剛史（二〇〇一）7頁。

4、但し、仁田（一九九一）は、反語は「判断の問い合わせ」のバリエーションであり、「疑問表現の文形式の表す肯定事態・否定事態とは逆の事態を強く主張し、さらにそれへの確認・同意を聞き手に求める意味合いを含みうる文である」（150頁）とも述べている。

参考文献

- 井島 正博（一九九五）「疑問文の多層的分析」『成蹊大学文学部紀要』第30号
- 岡崎 正継（一九九六）『国語助詞論攷』（とうふうう）
- 尾上 圭介（一九七五）「呼びかけ的実現－言表の対他的意志の分類－」『国語と国文学』第52巻第12号
- 阪倉 篤義（一九九三）『日本語表現の流れ』（岩波書店）
- 田中 章夫（一九〇〇）『近代日本語の文法と表現』（明治書院）
- 田野村忠温（一九八八）『否定疑問文小考』『国語学』第152集
- 中島 文雄（一九八七）『日本語の構造－英語との対比－』（岩波新書）
- 仁田 義雄（一九九二）『日本語のモダリティと人称』（ひつじ書房）
- 野村 剛史（一九九二）「ヤによる係り結びの展開」『国語国文』第70巻第1号
- 森野 崇（一九九二）「平安時代における終助詞『ぞ』の機能」『国語学』第168集
- 森山 卓郎（一九九七）「『独り言』をめぐって－思考の言語と伝達の言語－」『日本語文法－体系と方法』（ひつじ書房）